

Title	<書評> 紙屋正和著 『漢時代における郡縣制の展開』
Author(s)	仲山, 茂
Citation	東洋史研究 (2010), 68(4): 661-670
Issue Date	2010-03
URL	https://doi.org/10.14989/178108
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

紙屋正和著

漢時代における郡縣制の展開

仲山 茂

郡縣制とは、いうまでもなく、國土を郡・縣に區畫し、中央から官僚を派遣して統治に當たらせる地方行政制度であり、秦の天下統一に伴って中國全土に一律に施行された。漢に入ると郡以外に王國を置き、帝室に連なる諸王にも統治を擔わせる郡國制が行われたが、吳楚七國の亂の鎮壓を経て諸王の權力が剝奪され、名目上は郡國制だが、實質的には秦で行われた郡縣制が復活するようになる、というのが、辭書的な意味での秦漢時代の「郡縣制の展開」ということになろう。しかし研究史においては、郡國制か郡縣制かという点とは別に、郡國制を含めた地方行政制度としての郡縣制の變化に注意が向けられるようになり、とりわけ武帝期以降に郡・國が地方行政の中心となっていた、との認識は、現在、日本の秦漢史研究者に廣く共有されているといつてよい。そして、こうした郡縣制研究の分野で、最も精力的に研究を進めてきたのは、いうまでもなく紙屋正和氏である。この度、この分野に關する紙屋氏の業績が一書にまとめられ、出版されたことを心より祝福したい。本書の構成を示しておこう。

序章	漢時代郡縣制研究の課題と視角
第一編	前漢前半期における地方行政の狀況
第一章	前漢前半期における縣・道による行政
第二章	前漢前半期における郡・國の職掌と二千石の任用
第三章	文帝・景帝期における郡縣支配の變化の徴候
第二編	武帝期における郡縣制の展開
第四章	武帝期における郡・國の守・相の職權強化
第五章	武帝の財政增收政策と郡・國、縣・道
第三編	前漢後半期における郡縣制の諸相
第六章	前漢後半期における郡・國とその守・相に對する規制の強化
第七章	前漢後半期における中央政界と郡・國
第八章	尹灣漢墓簡牘と上計・考課制度
第四編	縣・道の長吏と郡・縣の屬吏組織——郡縣吏員組織の變容——
第九章	前漢末における地方官府の構成——吏員の設置狀況からみる——
第十章	兩漢時代における縣・道の長吏の任用形態とその變遷
第十一章	兩漢時代における郡府・縣廷の屬吏組織と郡・縣關係
附章	王莽期の地方行政
第五編	後漢時代における地方行政の停滯
第十二章	後漢時代における地方行政と三公制度
第十三章	後漢時代における地方行政の變容

終章 漢時代における郡縣制と州牧・刺史

あとがき

研究者人名・團體名索引

構成を示しただけでもわかるように、まさに大著である。第一編で前漢前半期の郡縣制を、第二編では郡縣制の轉換期というべき武帝期、第三編は前漢後半期、第五編では後漢と、時代を追いつづも、第四編では時期にこだわらず吏員組織についての検討を行い、附章で前・後漢の狭間となる王莽期を扱う、といった構成である。章ごとの内容は各章末尾にまとめられ、終章前半でも本書全體の流れがまとめられているため、これ以上の要約は不要であるとも思われるが、本書の内容について、若干の私見を述べるうえで、ごくごく大まかな内容紹介は行っておくべきだろう。以下、序章より、各編ごとに内容を紹介しながら気づいた点などを指摘していきたい。

一

まず序章では、研究史を整理するかたちで、前漢の郡縣制の展開について言及した嚴耕望・池田雄一・重近啓樹氏らの見解を紹介し、問題点を指摘したうえで、郡縣制の「制度とその運用の變遷を説明することにまず焦点をすえる」と本書の第一の課題を設定し、また、郡縣制の展開を検討するうえで様々な角度からの考察が必要であるとの認識を示しつつも、史料や研究状況の制約から、「郡縣制の展開と國家の政治・財政の推移との關係を中心に考察をすすめる」と言明する。ここにみられるように、本書の

特徴の一つは「制度」と「運用」とを區別する点にあるといえよう。通常の制度史的研究においては、運用面も制度の一部とみなすのが一般的だろうが、紙屋氏はそこに一線を引くのである。制度と運用、政策と執行、政策意圖と政策が執行された結果を區別する観点が本書では一貫している。この点について紙屋氏は、本書のもととなった論文執筆の際などに、「何かの政策が決定されたとき、それはそのままの形で自動的に執行されたのではなく、官吏と民衆との複雑な接觸の積み重ねの中で執行され、その結果が國家の盛衰から民衆の生活にまで影響を與えた」ことが意識の底にあったという。そして、ある政策が決定された当初は執行者たる官吏達にとまどいがあったにせよ、やがては日常業務として處理されるようになり、その過程で政策の意圖が官吏の論理で變質されることもあった、とみる。紙屋氏の考察は、無論、制度と運用の雙方に向けられるのではあるが、特に運用面に力点を置いているように感じられる。時代の變化のなかで、郡縣制という制度の枠組はかわらないとしても、その運用の仕方は變化し、それによって現實化した郡縣制の姿も變化していく。本書はいわば郡縣制の實態を追う、制度運用史とみることもできよう。

さて、本書第一編は武帝期前半以前の漢前半期についての考察が行われる。この時期に關しては、二〇〇一年に全容が公表された張家山二四七號墓出土の二年律令などが不可欠の史料となっているが、特に第一章・第二章において、この新史料を十分に参照しながら、郡・國や縣・道の任務、縣・道の吏員組織を明らかにしている。そして、この時期の縣・道が管轄内の民政全般を擔當しており、郡・國の任務もまた前漢後半期と同じように廣範圍

に亘つていたことを指摘する。しかし、ここで制度と運用を區別する紙屋氏の視點が生きてくる。すなわち、郡・國の任務が制度的には廣範圍であつたにせよ、現實にどのような條件でどのように運用されていたのかを考えるべきであるとし、主に文獻史料によりつつ、現實の郡・國の機能について檢證を加え、軍事に關しては極めて大きな機能を果たしていたものの、行政に關しての機能は限定的であつたと結論づける。そして、その背景として郡・國と縣・道の吏員組織に緊密な關係がなかつたこと、郡・國の高官クラスの任用が牧民の經驗を重視せずに論功行賞の一環として爲されることが多かつたこと、また郡・國の屬吏組織が小規模であつたことなどをあげる。つまり、實際の運用においては、郡・國は制度的に規定されたその機能を十分に發揮しておらず、縣・道中心の行政が行われていた、ということになる。しかし、こうした地方行政のあり方も、時間が経過するにつれて不都合が目立つようになる。第三章は、文獻史料において、文帝・景帝頃に縣・道を主體とする地方行政の限界を示す記載が目立つようになることを指摘し、また、郡・國の高官の任用の仕方が、それぞれの郡・國の置かれた實情に對應したものとなりつつあり、縣・道に對する監察權も強化されていったことを指摘する。いわば、第二編の主題となる武帝期前夜の郡縣制をとりまく狀況が明らかにされる。

前漢前半期の郡・國の行政上の機能は限定的であり、その背景に論功行賞としての郡・國の高官への任用などがあつた、との指摘はうなずけるものがある。郡縣制の展開という本書の課題からすれば、前漢前半期の郡・國は行政機關として未成熟だったとも

いえよう。しかし、それは前漢後半期、さらには後漢の郡・國のあり方からすれば、である。前漢前半期には前漢前半期の實情に對應したかたちで郡縣制が運用されており、それが後の時代と比べた場合郡・國の行政機關としての至らなさが目立つだけかもしれない。漢初の郡・國が軍事的に大きな機能を果たしていたのは、まさに時代狀況故のことであり、行政經驗をあまり勘案せずに、論功行賞の一環として郡・國高官への任用を行うことも、軍事經驗の豊富な建國の功臣を地方に配置することで、地方を鎮撫し、漢の權威の浸透を圖つたとみることでもできよう。漢初の時代狀況が、郡・國が純粹な地方行政機關であることを許さなかつた、ということもできよう。無論、紙屋氏もこの程度のことには承知のうえで、前漢前半期の郡縣制の實態を復原することによって時代の姿を描こうとしているのだろう。

また、郡・國とその守・相が行政にそれほど深く關與していなかつたことの背景の一つとして、紙屋氏は郡・國の屬吏組織が小規模であり組織も未分化だつたことをあげるが、秦の時代、蕭何が「泗水卒史の事に給」したことなどからすれば〔史記〕蕭相國世家、縣屬吏から郡屬吏への選抜も存在したようであり、郡屬吏の能力はそれなりのものがあつたとみられる。制度的に規定された、郡・國の廣範圍な任務は、彼らによつてそれなりに處理されていたのかもしれない。こうした分野について、守・相の動向を傳える史料は少ないのであるが、これについては清靜を尊ぶ漢初官僚の氣風や（増淵龍夫「漢代における國家秩序の構造と官僚」、同氏『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年所収）、「孝文の時……其の二千石・長吏も亦た官に安んじ職を樂しみ、

然る後に上下相い望み、苟且の意有る莫し」(『漢書』王嘉傳)といった後世における漢初という時代の位置づけなどが影響している可能性も検討する必要があるように思われる。

二

第二編は、武帝期を畫期とする郡縣制の變化を扱った二つの章からなる。武帝期以降、軍事關連や祭祀などの面で郡・國とその守・相は機能を減退させていくが、土木事業や教育、民衆教化、勸農、租賦徵收など行政關連分野ではその機能を強化させていく。これは制度の小さな改革や、その運用上の手直しの積み重ねによって進んだのであり、制度上の大變革によるものではなかったという。また、武帝期は様々な財政增收政策が講じられた時期でもあるが、それらの主たる擔當官署は中央直屬のものであり、郡・國以下は補完的役割を果たしたに過ぎず、郡・國とその守・相の職權強化に對しては間接的影響を與えた程度であった。そして、こうした小さな手直しの積み重ねが行われた背景には様々な事情が存在したことを示唆しつつも、具體的には郡・國から中央へ提出される上計簿の審査が厳密になり、守・相の人事に關係するようになったこと、郡・國からの人材登用制度が整備され、守・相が縣・道の長吏と緊密な關係をもつ必要ができたこと、守・相が軍事費などの調達責任を負うようになり、その延長として租賦徵收に關與するようになったことをあげる。さらに、武帝期にはこうした動きと同時に、それまで縣・道に置かれていた二百五十石から百二十石までの吏が百石以下に整理されて縣・道の令・長石から百二十石までの吏が百石以下に整理されて縣・道の令・長の人事權が削減され、郡・國の守・相や縣・道の長吏の本郡任用

がなされなくなった時期でもあったとみる。この點について紙屋氏は、本籍地回避の強化は、守・相の職權強化同様、徐々に進行了したが、縣・道の吏員組織の改變と令・長の人事權の削減は、こうした動きの後に一舉に行われたものであり、太初元年(前一〇四)の官制改革の一環として行われた可能性が高いとみる。

制度上の大變革ではなく、細かな手直しの積み重ねが郡縣制のあり方に大きな變化をもたらした、という指摘は、「何かの政策が決定されたとき、それはそのままの形で自動的に執行されたのではなく、官吏と民衆との複雑な接觸の積み重ねの中で執行され、その結果が國家の盛衰から民衆の生活にまで影響を與えた」という本書序章での指摘と呼應して、重い説得力をもつ。運用を含む、廣い意味での制度を考えていく際に、缺くべからざる視點であるといえよう。また、同じ武帝期に進められた財政增收政策と郡・國の守・相の職權強化を安易に結びつけず、その影響力を見極めようとする慎重な姿勢もまた敬意を拂うに足るものである。しかし、財政增收策の擔當官署が中央直屬であり郡・國以下が補完的役割しか果たさなかったとはいえ、それに關連する事務の増大や職務分擔などは、郡・國以下にとっては大きな壓力になった可能性もあるのではなからうか。

なお、本編の理解に關連して、評者はかつて本書第一編・第二編のもととなった紙屋氏の論考を引用し、「郡の機能強化が進み、縣の機能が縮小していくことが指摘された」と述べた(拙稿「秦漢時代の『官』と『曹』——縣の部局組織——」『東洋學報』八二卷四號、二〇〇一年)。これに對し、紙屋氏は本書第十一章注(六)において「縣・道の日常業務に對する機能はかわらなかつ

たと考えている」とし、評者の誤解を正している。評者のこの言葉は、本編第四章で紙屋氏が、武帝期以降、民衆の教化や勸農を守・相が直接行い、租賦の徴収にも守・相が強く關與するようになることを述べ、「守・相の職權の強化、すなわちその行政官としての機能の強化は、基本的には、守・相が景帝期以前からの任務のほかに、舊來は縣・道の職掌とされていた任務に關與していくか、あるいはそれを吸収することによって職分を増加させ、それぞれの職掌についての機能を強化していったことによる」とみるべきであろう」とする氏の見解に由来している。「縣・道の職掌とされていた任務」が「吸収」されてしまったならば、それは「機能が縮小」したことになるだろう、という單純な思いこみである。「縣に對する關與が強まっていく」とでも表現すべきであったと陳謝する次第である。

三

第三編は前漢後半期を對象とする三章からなるが、第六・第七章は上計・考課制度や中央政界の動向から中央と郡・國の關係を扱ったものであり、上計・考課制度の實態を新史料から検討したものが第八章である。第六章では、武帝期以降、郡・國が次第に地方行政の中心となっていくのに呼應するかたちで、一定の限界を伴いつつも上計・考課制度が充實・多様化し、また、屬吏任命など様々な面から、郡・國とその守・相への中央による規制が強まっていったこと、そしてその結果として、一部の有能な者を除き、守・相の權威が低下してしまつたことを論じる。續く第七章では、こうした權威失墜の背景として、守・相を始めとする郡・

國の高官の中央政界での位置づけをとりあげ、人材登用や昇進徑路において地方官輕視の風潮がみられること、霍光や石顯の外戚・佞幸政權でもこの傾向があることを指摘する。その一方で、成帝期の王氏政權では幕僚から郡・國の高官に就任する者が多かつたことを明らかにするが、地方行政や民政に關する政策立案と執行は丞相・御史以下の外朝が中心となっており、王氏政權の關心は地方行政そのものではなく、公卿の人材供給源としての郡・國の高官にあつたとみる。

地方行政において郡・國の守・相が職權を強化したとしても、それは地方行政の枠内のことであつて、彼らが中央政界で地位を高めたことにはならず、また、地方においてもその權威が高まることと同一視することはできない、とは當然といえれば當然のように聞こえるが、多角的に事象を捉える紙屋氏ならではの指摘である。

第八章は先行研究を整理しつつ、尹灣漢墓簡牘の記載をあわせて上計・考課制度の具體的手續きなどを考察した論考。尹灣漢墓簡牘の書寫された前漢末の東海郡の場合、縣などから郡府へ簿籍が上程されるのが十月、その後一箇月半程度の集計作業を経て、十一月半ばに京師に向けて上計吏が出發し、正月に間に合わせたという。京師では元會の席で皇帝が上計正簿を受理し、その後宮中で丞相が副簿を受理、丞相等は數ヶ月かけて上計簿を審査し、五月から六月頃に上計吏との接見を行ったとみる。この間、郡でも、三ヶ月から四ヶ月をかけて縣などからの上計簿の審査・考課を行つていたとされる。

以上の紙屋氏による上計・考課制度の日程の復原は妥當なもの

と考えられる。ただ、東海郡所屬の縣などの長吏の動靜を記録した尹灣漢墓出土五號木牘正面の記載について、細部では異論があるかもしれない。たとえば、朐邑・況其邑にのみ上計の記載がみえ、他の縣・列侯國の上計の記載がないことから、「地域的にも一部しかカバーしていない」というが、他の長吏の出張は盡く東海郡外部へのものが記載されるのに、なぜ「上邑計」のみを郡府への上計とみなさねばならないのか、説明が欲しいところである。

四

第四編は、尹灣漢墓簡牘を手がかりとして前漢末の吏員組織を論じた第九章、前後漢を通じて縣・道の長吏を扱う第十章、同じく前後漢を通じて郡・國と縣・道の屬吏組織を論じた第十一章、及び王莽期の地方行政を論じた附章からなる。第九章では、郡・國や縣・道の吏員構成や官秩などについて律の規定があったであろうこと、縣尉の設置基準や郷ごとの郷吏の構成、百石の縣屬吏が郡によって任命される問題などを論じる。第十章では、前漢前半期には地方屬吏から功次によって六百石以上の縣・道の長吏まで至り得るが、原則的にそれ以上昇進し得ない、いわば非エリート官僚群と、任子などにより比二百石以上の中央官となり、縣・道の長吏を経ずして公卿へと至り得るエリート官僚群とが存在していたが、前漢後半期になると、エリート官僚群でも縣・道の長吏を経由する昇進徑路ができあがる一方、非エリート官僚群の昇進は四百石程度の縣長吏で頭打ちとなり、後漢後半期になるとそれすらも消えてしまうことが指摘される。こうした後漢後半期の事態の背景としては、郎官や公府僚屬のたぶつきとともに、光武

帝の改革や縣・道の丞・尉の増秩により二百石や比三百石のポストが減少した事情があったという。また、從來指摘されてきた官吏の昇進における二百石の關門が、察舉などによってそれを越えた者のみが高官に至り得たという點からすれば、それなりの意義があったとする。第十一章では、前・後漢を通じた屬吏組織の變化を跡づけ、前漢前半期では、縣・道の屬吏組織では特に民政關係の實務處理部門たる列曹が充實していたが、郡・國の屬吏組織は小規模・未分化であったこと、前漢後半期になると郡・國の屬吏組織も整備されてくるが列曹が手薄であり、守・相の個人的能力に依存する側面が大きく、そのことが第三編で指摘した守・相の權威低下の背景にあったという。そして、後漢になると郡・國の屬吏組織が十分發達して縣・道の屬吏組織と對應することになり、列曹の部局單位で日常的實務指導や上計審査・考課がなされるといった組織ぐるみの有機的關係ができあがるとみる。附章では王莽期の地方行政を論じ、一見大きな改革がなされたように見えるが、郡・國の守・相などの管轄事項や權限に大きな變更はなく、屬吏などの吏員組織や人材面、また中央と郡・國の關係も大きな變化はなかったことが論じられる。實質的に前漢後半期を繼承した王莽の地方行政制度が破綻したならば、それは郡縣制そのものの限界ということにもなりかねないが、それについての紙屋氏の見解は地方行政をとりまく環境に問題があった、というものである。

本編の特に第十章と十一章は、時期を追って官吏の昇進徑路や屬吏組織の變化が明瞭に跡づけられ、大きな説得力をもつ。また、後漢半ば以降、功次によって屬吏から縣・道の長吏に昇進してい

く事例がみられなくなることや、前漢後半期に郡・國の守・相の權威が低下してしまう構造的背景も見事に説明されている。ただ、後漢になって、上計・考課や日常的な指導の面で、郡・國の屬吏組織がそれに對應する縣・道の屬吏組織と任務上の關係をもつようになる、という點は、流れからすればさもありません、と思うのではあるが、どうしても史料的に根據が弱いように感じられる。

評者はかつて、郡と縣との關係はそれぞれの長官の關係を基軸としており、列曹などの役割は副次的なものではなかったか、という意味のことを述べたことがある（前掲拙稿）。そこで據つた史料の一つは、前漢後半期、琅邪郡姑幕縣の事件に對し、郡の賊曹の掾史が現地捜査を行うことを太守朱博に請願したが拒否された、というものであった（『漢書』朱博傳）。評者はここに列曹の部局としての獨立性の弱さを見るが、紙屋氏は第十一章注（六九）で、それまでの琅邪郡では郡の賊曹などが縣の犯人逮捕を指揮することが常態化していたが、朱博が異例だったために記事となったとみる。しかし、この事件は縣廷で行われた報復行爲であり、實行犯八人を逮捕できなかったため「長吏、自繫して書もて府に言う」といったものだった。こうした事件は例外的なものであり、朱博傳にいう「劇賊及它非常」故に郡の賊曹が關與しようとしたのだろう。あくまでも、非常事態において、郡の列曹が縣に關與していたことを示す、としかいえないのではなからうか。また、後漢の南陽郡で、張景なる人物が徭役免除を見返りに、勸農のための土牛を自腹で作ろうという申し出を受けて、郡から縣へ、縣令・丞から追鼓賊曹掾へと下された文書が刻される「張景造土牛碑」にも、評者は郡と縣の關係が長官の間の關係を基軸と

していたことを見出そうとするのであるが、紙屋氏はこれについて、文書の内容からすれば列曹間で傳えるような性格のものでなく、太守が縣令に命じて處理させるべきものであるという。何が長官の間で命令すべき事項であり、何が列曹間でそうすべき事項なのか、その判断は評者にはつかない。ただ、實務では「民戸・祀祀・農桑」を司る戸曹（『續漢書』百官志一、太尉の條）や、土木事業擔當の將作掾などが關與する可能性が高いだろう。しかし、縣の令・丞は追鼓賊曹掾という、勸農や徭役とは全く縁のなさそうな役職の者に命じている。郡と縣で列曹間の關係があったなら、もう少し配慮があつて然るべきではなからうか。

紙屋氏は郡・國と縣・道の列曹の關係を示す事例として、後漢後期に汝南郡の決曹史の應奉が全屬縣の囚徒の裁判狀況を調査したことをあげ（『後漢書』應奉傳）、屬縣の獄掾に對する指導的立場から、その裁判を調査したとみるが、この逸話に縣獄掾は現れない。郡府に歸つた應奉に太守が尋ねた際のこととして、「奉、罪繫の姓名・坐狀の輕重を口説して遣脱する所無し」とあり、「秋冬には無害の吏を遣わし諸囚を案訊し、其の罪法を平らかにし、論じて殿最を課す」（『續漢書』百官志五本注）という監察の一環とみても問題はないだろう。

紙屋氏も述べるように「文獻史料には、郡・國と縣・道の屬吏相互の關係についての具體的な記事はほとんどない」。そこで紙屋氏は郡・國と縣・道の業務上の關係から部局間の關係を読み取ろうとするのであるが、その解釋にはやや強引な點が目立つように思われる。たとえば、『續漢書』百官志五・劉昭注が胡廣曰として引く、郡・國への上計の際の記載について、考課で最下位と

された縣・道の丞・尉は問責され、回答できなければ縣・道の列曹の擔當者が召喚されて郡・國の列曹の掾・史が守・相に上申して行政の根本を興えたと解釋するが、この部分は、丞・尉が回答に行き詰まった場合は、縣の擔當者の掾史を拘留し、守・相に上申して丞・尉になぞらえて彼らを縛り上げて譴責した、と解釋すべきではなからうか。また、長沙東牌樓東漢簡牘の「……遣主者詣府白狀。右倉曹李饒當對」などの記載を引き、太守府が縣・道の「掾史・主簿」・「主る者」や「金曹」・「倉曹」の吏を個別に次々に召喚しており、これは呼び出す側がいくつにも分かれていたことを推測させるという。確かに郡が縣の擔當者を呼び出しているのだから、それは「遣主者詣府白狀」というだけであり、具體的に某曹と指定しているわけではないし、「右倉曹李饒當對」とは郡の右倉曹の李饒が「白狀」者に對應することをいうのだらう。そこに、列曹間の關係まで読み取ることができるだろうか。さらに、「隸釋」所收の武都太守李翁西狹頌の「屬縣、教えに趨き、對會のこと無し」の「趨教」を「屬縣が率先して郡府へ指導をおおぎにくる」と解釋するが、これは屬縣が太守の教化に従うことをいうだけだろう。

繰り返すが、次第に紙屋氏がいうような「組織ぐるみの有機的な關係」ができて不思議はないと思う。しかし、それにしても、そのことを物語る史料がほとんどないことが腑に落ちないのである。

五

第五編は後漢時代を扱った二つの論考からなる。第十二章は、

地方行政への關與という點から三公制度・尙書制度を論じ、後漢中期から主に人事面において尙書が關與するようになるもの、制度的には地方行政は依然として三公の任であったが、次第に三公がその責任を果たしていないという批判が強まってくることを明らかにする。そしてその背景に、太尉・司徒・司空が職務を分擔するという三公制度そのものに由来する條件や、光武・明帝期における三公の位置づけの低さのため、前例踏襲型の人物が三公に就任する傾向が強まったことなどをあげる。後漢時代を通じた地方行政の姿を検討した第十三章では、問題を抱えながらもそれなりに機能していた地方行政が、章帝の頃を轉換期として、様々な問題が表面化し、全體的に機能が停滯していくことが指摘され、その背景に自然災害などの地方行政をとりまく環境、官吏の資質低下や人材不足といった官界全體の問題、功次による昇進によって屬吏から縣・道の長吏に至る昇進徑路が閉ざされてしまったことなどの制度的影響、三公が地方行政を適正に指導しなくなったこと、外戚・宦官政權が一族・黨與を地方官に送り込むなど中央朝廷と地方行政との關係があつたことが述べられる。

前漢後半期と後漢の外戚・宦官政權などを比較しながら、前漢では成帝期の王氏政權で幕僚が郡・國の高官や縣・道の長吏に就任していたが、それ以外では政權の最盛期に關係者が地方官となるものが皆無だったのに對し、後漢では一族・黨與が多く地方官として就任していた、との指摘が興味深い。前後漢を通じて、中央政界の動きをも視野に收めながら郡縣制の展開を追う紙屋氏ならではの指摘である。あるいは、前漢成帝期の王氏政權の手法が、後漢の外戚・宦官政權に繼承されたこととみることができるかもしれ

ない。

終章では、前半で第五編までの内容が要約され、後半でこれまで觸れなかった州牧・刺史の問題が考察される。監察官として設置された州・刺史が行政官としての性格を強めてくる時期について、近年、前漢後半期からそれが始まり、後漢には地方行政の重要な機關となっていたとの説が有力となりつつある。これに對して紙屋氏は、中央から刺史への詔書や命令の分析だけでなく、屬吏組織や職務遂行の状況から實態を考えるべきであるとし、確かに後漢時代に刺史はその支配權を強化していたが、その屬吏組織は小規模であり、中央から詔書・命令が直接下つても、實務執行は郡・國以下が行っており、そこでの刺史の役割は指示を出し、監督する程度に止まっていたとみる。この點は軍事面でも同様であるが、黃巾の亂以後、軍閥爭亂の時代に入ると州刺史・州牧が自前の軍を編成するようになり、また郡・國の守・相なみに縣・道を指揮・監督する行政官となったとみる。

以上の州刺史・州牧の行政官化についての判定は、制度と運用政策と執行を區別し、總合的に考察を加える、紙屋氏流の郡縣制研究の手法が州にも向けられた結果であり、それだけに重みと説得力をもつ。黃巾の亂後の混亂が、全き行政官・軍事官としての州牧・刺史を生み出したのであり、それ以前とは區別すべきである、ということになるうか。ただ、混亂期における州牧・刺史の姿を生み出した潜在的要因は、それ以前の州・刺史の支配權の強化にあったと考えられる。黃巾の亂前後で、どの程度の連續と斷絶があったのかを見出すべきか、という點に關しては、今後の議論の深化が期待される。

以上、本書の概略を紹介しながら、若干の私見を述べてきた。本書全體についての疑問を一つだけあげておこう。行政あるいは民政や監察、軍事といった概念はあまりにも現代的ではないか、ということである。おそらく、當時の人々の認識では、郡府は一郡全體を管掌し、縣廷は一縣全てを管掌する、といった緩やかなものだったのだろう。軍事は行政と不可分であり、監察も同様だったのではなからうか。郡・國や縣・道の擔う機能を吟味したうえで、それをひっくり返るべく考えていく必要が感じられた。

さて、本書を通讀して感嘆するのは、郡縣制について、ここまで多様な角度から詳細に検討を加えた紙屋氏の粘り強さと、考察の周到さ、そして飽くなき探究心である。前漢武帝期に郡・國が地方行政の中心となっていく時期は、同時に様々な財政増収策がとられた時期でもあったが、兩者の關係はどのようなものであったか、地方行政の中心となった郡・國の守・相の中央政界での位置づけは如何、などの問題意識は、評者などにはそれ自體がなかなか出てこない。しかし、こうした様々な角度から問題を追及することが、本書の内容というよりも紙屋氏の研究全體に深みを与えているのである。秦漢時代の地方行政に關心をもつ者として學ぶところが非常に多かったことを紙屋氏に感謝したい。

本書の内容は、徹頭徹尾、制度史的である。紙屋氏がいうように「國家ないしは中央朝廷が地方社會・民衆と接觸する場」である郡・縣を對象としていながら、本書では地方社會と國家・中央朝廷との關係について、潔いほどに言及がない。しかしながら、これは本書の瑕疵とするに足らないだろう。制度史的的手法によって郡縣制の現實の姿を可能な限り追求した本書の成果は、地方社

會と國家・中央朝廷との關係を考えていくうえで、それとは異なる角度からなされた研究である分だけ、確かな手がかりとなるのだから。

以上、感想や批判めいたことを書き連ねてしまったが、評者の淺學非才故のことと、紙屋氏のご海容を願うばかりである。

二〇〇九年三月 京都 朋友書店
A五判 七八一十五頁 一二〇〇〇圓